

統 審 議 第 2 号

平成16年3月12日

総 務 大 臣
麻 生 太 郎 殿

統計審議会会長
竹 内 啓

諮問第294号の答申
2005年農林業センサスの計画について

農林水産省は、平成17年に実施を予定している2005年農林業センサス（指定統計第26号を作成するための調査）について、農林業の基本的構造を経営体を基礎としてよりの確に把握するため、形態別に分かれていた事業体に係る調査を統合し農林業経営体調査に再編成するとともに、農山村地域における農地、森林等の資源の実態を一体的に把握するため、農業と林業に分かれていた地域に係る調査を統合し農山村地域調査に再編成することを計画している。また、これに併せて調査系統の整理及び調査対象・調査事項の見直しを行うことを計画している。さらに、林業及び地域に係る調査については、従来10年周期で行われていたものを5年周期で実施することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、諮問第260号の答申（一）及び（二）「2000年世界農林業センサスの計画について」等を踏まえ審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の改正計画

(1) 調査体系の整備

ア 農林業センサスの調査体系の再編成

農林水産省は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づく「食料・農業・農村基本計画」（平成12年3月24日閣議決定）及び森林・林業基本法（平成13年法律第107号）に基づく「森林・林業基本計画」（平成13年10月26日閣議決定）の見直しに向けた取組の中で、効率的かつ安定的な農林業経営の育成等を図ることを中心とした各種施策に必要な統計の整備を希求しており、特に、農林業の担い手の確保や経営の実態を的確に把握する基本的な統計の整備を必要としている。

このため、2005年農林業センサス（以下「本センサス」という。）においては、これまでの農家・林家という世帯を対象として実態を把握する調査から、農林業の経営に焦点を当てた調査に転換するとともに、法人化や組織化の動きを的確に把握

するため、調査体系、調査対象、調査事項等を抜本的に見直すことを計画している。すなわち、本センサスについては、①2000年世界農林業センサス（以下「前回センサス」という。）までの農業事業体に関する三つの調査（農家調査、農家以外の農業事業体調査、農業サービス事業体調査）と林業事業体に関する三つの調査（林家調査、林家以外の林業事業体調査、林業サービス事業体等調査）を統合して「農林業経営体」を調査単位とした「農林業経営体調査」に一本化するとともに、②農業と林業に関する二つの地域調査（農業集落調査、林業地域調査）についても統合して「農山村地域調査」とし、二つの調査票で構成される調査とすることとしている。

また、調査周期については、両基本計画の5年ごとの見直しに合わせて、従来10年周期で行っていた林業及び地域に係る調査について、5年周期で実施することとしている。

農林業経営体調査は、前回センサスでは個別の調査票で調査されていた農家・林家及び法人等について、農林業の経済活動を同一調査票で一元的に把握するものであり、農林業の生産活動に係る産業統計の整備を図るとともに、農林業の基本構造の把握、農林水産省が実施する各種統計調査のための母集団情報の提供等、センサスの主要な役割を維持するものと評価できる。また、農山村地域調査は、農山村地域の実態を一つの調査で総合的に把握するものと評価でき、農林業経営体及び農山村地域に関する調査を5年周期で実施することについては、基本計画の見直しに対応したものであり、おおむね適当と認められる。

今回の調査体系の見直しによって、本センサスにより作成される統計は、①農林業の生産活動や経営に関する産業統計、②農家・林家に関する世帯統計及び③農山村に関する地域統計に大別・整理され、結果利用に際しての使い勝手や分かりやすさが大きく向上するものと期待できる。

イ 農林業経営体調査の産業統計としての整備

本センサスが、「農林業経営体」を調査単位とした調査に移行することについては、前回センサスまでの事業体を調査単位とした調査と比較して、他の産業統計の調査単位である「事業所」に近い概念によって調査されることとなり、他の産業統計との整合性が高まるとともに、農林業の生産活動や経営をより重視した産業統計として整備を図るものであると考えられ、おおむね適当と認められる。

なお、今回の「農林業経営体」という新たな概念・定義に基づく調査は、本センサスにおいて初めて実施されるが、これまでに行われた試験調査では、農林業経営体についての概念・定義に基づく調査の可能性を十分には検証できていないことから、報告者のみならず実査を担当する地方公共団体において、調査対象の捕捉や実査に当たって、戸惑いや混乱が発生することが危惧される。

したがって、本センサスの実施に先立ち、ごく小規模であっても農林業経営体調査に係る試験調査を実施し、その結果に基づいて、必要に応じて調査票の設問を見直し、手引の作成等を行う必要がある。

ウ 農山村地域調査の整備

農山村地域調査は、農地、森林等の資源量と活用の状況を一体的に把握するため、これまで農業と林業に区分してとらえていた地域に係る調査を統合し、市町村及び

農業集落別の調査とするものであるが、前回センサスで調査された農山村の集落機能やコミュニティ活動等については、平成17年度に標本調査として実施を予定している農村集落調査（仮称）（統計報告の徴集）で把握する計画である。

これについては、農山村地域の多面的機能を一体的に把握することを可能とすることに加えて、前回センサスの「林業地域調査票A」における調査を行政記録、業務資料等の活用で代替する等、調査の大幅な簡素化・効率化を図りながら、必要な情報を得るという調査の体系となっており、適当と認められる。

また、集落機能やコミュニティ活動等の実態を別途の農村集落調査で把握することについても、前回センサスに係る統計審議会答申を踏まえた改正であり、おおむね適当と認められる。

(2) 調査対象の概念・定義・範囲

ア 農林業経営体の概念・定義

「農林業経営体」の概念・定義については、「①農林産物の生産又は委託を受けて農林業作業を行い、②生産（作業）に係る面積・頭数が一定規模以上で、かつ③他の経営体とは独立して管理運営を行っている経済活動の単位」とする計画である。また、農家に係る調査で一世帯に複数経営体が存在するか否かの判定は、「①部門があり、それぞれに責任者がいるか、②それぞれの部門の責任者が、生産、作付け等の意思決定を行っているかどうか、③収支が独立しているかどうか」を基準とすることとしている。

しかしながら、これについては、①家計と経営が未分離の農家が多いと考えられ、世帯内でそれぞれが独立して管理運営を行っているか否かということの厳密な判定は困難であると考えられること、②部門の定義が困難であり、複数部門の有無の判定も調査員の判断に左右されるおそれがあること、③責任者の意思決定や収支の独立の有無についても、調査員によって判定結果が変わるおそれがあること、また、④農林家以外の組織経営体についても同一の定義が適用されるため、「他の経営体とは独立して管理運営を行う。」とすると、多角経営を行う法人の場合には定義が当てはまらにくいこと等の問題が残る。

したがって、農林業経営体については、「①農林産物の生産又は委託を受けて農林業作業を行い、②生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の農林業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）」とし、また、農家に係る調査で一世帯複数経営の場合の判定は、外形基準による判定後、「①独立した経営責任者が複数存在する、②それぞれの収支に独立性が認められる。」とされた場合に、複数の経営体があることが適当である。また、部門については、その定義が困難であること等から判定基準としないことが適当である。

なお、農林業経営体の概念・定義に該当する調査対象を的確に捕捉するため、一世帯複数経営とする場合の判定基準等について、「調査の手引」に分かりやすく記述する必要がある。

イ 農林業経営体の外形基準

本センサスの調査対象となる「農林業経営体」の範囲については、生産規模又は作業規模に基づき決定することとし、外形基準が、①農業生産を行う場合にあって

は、経営耕地面積30アール以上又は部門別に設定する経営規模（作付け面積、飼養頭羽数等）以上であること、②林産物の生産を行う場合にあっては、保有山林面積が3ヘクタール以上であり、かつ、過去5年間に林業作業を行ったもの又は調査実施年をその計画期間に含む森林施業計画を作成しているもの等とする計画である。

農業生産の外形基準については、販売農家であるか否かを判断する指標として、統計の安定性・継続性を確保する観点から、農産物価格の変動に左右される従来の農産物販売金額に代わる物的指標として、今回初めて導入するものであるが、前回センサスに係る統計審議会答申を踏まえた改正であり、適当と認められる。

ウ 自給的農家等の把握

前回センサスでは簡略化した調査票により調査していた自給的農家等については、本センサスでは実査を行わないが、農家・林家（世帯）に関する統計を引き続き作成するため、「調査客体候補名簿」により自給的農家に係る戸数、世帯員数、経営耕地面積等を把握する計画である。

これについては、自給的農家等を実査の対象範囲とはしないが、調査客体候補名簿の情報を利用して農家・林家に関する必要な統計を作成・提供するものであり、適当と認められる。

エ 農業集落の範囲

農山村地域調査の調査対象である農業集落については、その範囲の全部が市街化区域に該当する集落は、本センサスの調査対象から除外する計画である。

これについては、調査の簡素・効率化の観点から、おおむね適当である。

しかしながら、近年、農業集落において農家と非農家の混住化が進行しており、今後の的確な施策展開の基礎資料とするためには、集落の範囲と現況を照合の上、集落の状況の変化をみながら、集落の範囲の見直しと認定を適切に行う必要がある。

(3) 調査票及び調査事項

ア 農林業経営体調査

(ア) 調査票の設計

農林業経営体調査票については、前回センサスにおいて調査対象ごとに異なっていた調査事項の共通化をできるだけ図り、一種類の調査票で調査する計画である。

しかしながら、このことにより、今回調査票は、報告者が農業か林業かの別、個人か法人等かの別によって記入箇所が異なっており、報告者の正確な記入の確保と負担の軽減を図るため、記入箇所の案内表示、色分け、設問の配置、調査票の設計等について改善を図るとともに、分かりやすい記入の手引を作成する必要がある。

(イ) 世帯に関する調査事項

世帯に関する調査事項については、前回センサスと同様、農家・林家について、世帯員の構成、就業状況等を調査する計画であるが、本センサスの統計の連続性を確保する必要があることから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、他の世帯統計との整合性確保と本センサスの利用・分析の充実を図るため、「世帯主との続柄」については、国勢調査の分類区分に準じること

が適当である。一方、これにより把握されることとなる経営者及び後継者の配偶者であるか否かの事項は削除することが適当である。

(ウ) 農業経営に関する事項

農業経営に関する事項については、前回センサスの各事業体に係る調査事項について共通化するとともに、必要に応じて追加又は削除する計画であるが、報告者の正確な記入の確保、センサスとしての農林業活動の基本構造の把握、他の統計調査のための母集団情報の提供等の要請を踏まえ、以下の事項について見直す必要がある。

- ① 報告者の正確な記入を確保するため、i) 調査票に「農林業」と「農業」の用語が混在している箇所について、それぞれの用語の説明を明確化すること、ii) 一世帯複数経営の場合における各経営体の土地面積の記入については、重複計上と記入漏れがないよう「所有面積」、「借入面積」、「経営耕地面積」等の定義を明確化すること、iii) さらに、農業用機械についても、実利用台数の報告が得られるよう「利用台数」の定義を明確化すること、iv) 「農家民宿」、「農家レストラン」等の農業生産関連事業に係る用語について、一般の民宿・レストランと混同されないよう定義を明確化すること。
- ② 「環境保全型農業への取組」については、他統計調査の母集団情報を整備するため、農薬、肥料等に係る取組の有無を把握すること。
- ③ 「農産物の加工」、「農家民宿」及び「農家レストラン」で使用される原材料に関する事項については、全数調査として把握すべき事項とは考えられないので削除すること。
- ④ 「農業労働力」の年間従事日数別の把握について、報告者負担軽減の観点から、「常雇い」、「臨時雇い」及び「手間替え・ゆい・手伝い」については、実人数と従事日数の合計の把握にとどめること。
- ⑤ 「農産物の出荷先」については、生産流通の多様化の実態をとらえ、他統計調査の母集団情報を整備するため、すべての出荷先と出荷金額の最も多い出荷先に区分して把握すること。
- ⑥ 農産物の販売金額については、紛れが生じないよう「農産物の販売金額（粗収益）」での把握ではなく、「農産物の販売金額（売上高）」での把握に変更すること。

(エ) 林業経営に関する事項

林業経営に関する事項については、調査票の統合に伴い、農業経営と同様、「自営林業に従事した日数」、「林産物の販売金額(粗収益)」等を追加する計画であるが、販売金額の把握については、「林産物の販売金額(売上高)」とする必要がある。また、山林保有の会社の主業は、その保有構造が分かる区分で把握することが適当である。

イ 農山村地域調査

「地域資源を活用した交流事業の取組」については、その有無のみを把握する計画であるが、他の統計調査の母集団情報の的確な把握等に資するため、「交流事業のタイプ別取組状況」を把握することが適当である。

また、「地域資源を活用した施設の利用者数」のうち、観光農園、農家民宿及び農家レストランについては、市区町村での正確な把握が困難と考えられるため、農林業経営体調査票において事業者から直接把握することが適当である。

なお、「棚田」、「谷地田」等の地域資源に係る用語、「産地直売所」等の地域資源を活用した施設に係る用語については、定義を明確化し、報告者の正確な記入を確保する必要がある。

(4) 調査系統及び調査方法

調査系統及び調査方法については、調査票の統合に伴って、調査系統についても統合を行い、農林業経営体調査は地方公共団体経由の調査員調査に、農山村地域調査は農林水産省地方統計組織経由の職員調査にする計画である。

これについては、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月閣議決定）の指摘に沿った改正を行うものであり、おおむね適当と認められる。

(5) 集計・公表

本センサスの集計については、「農林業経営体」を表章の単位として、経営組織別、事業収入別等の結果表章を行うほか、従来の「世帯」をベースにした農家・林家の結果表章を行う計画である。また、本センサスの結果については、国勢調査等他の調査結果及び調査区情報等と合わせて、地域データベースを整備することとしている。

これについては、新たに農林業に関する統計の充実が期待されるほか、データベースの整備により、農山村の混住化の実態、地域属性等の多角的な集計・分析及び他の産業統計と合わせた総合的な分析が可能となることから、適当と認められる。

2 今後の課題

(1) 調査対象の概念・定義・範囲の検討

農林業経営体調査については、今回、産業統計としての整備の方向を目指し、調査単位の問題・定義を変更し、併せて調査事項等を見直しているが、今後の産業統計としての性格付けをより一層高めるため、調査対象の概念・定義について、引き続き検討することが必要である。

なお、農林業経営体を調査単位とする調査の正確性、有効性について、今回の調査結果を踏まえ、十分検証することが必要である。

(2) 調査の重点化・簡素効率化の一層の推進

今回のセンサスについては、調査票の統合により調査事項の全体としての簡素化、調査系統の一元化等が図られているものの、その結果として一つの調査票の調査事項数が多くなっている。これについては、今回の調査結果を踏まえ、指定統計調査として全数把握すべき事項を精査し、調査の重点化・簡素効率化を図ることが必要と考えられる。

取り分け、今回、林業に関する調査を5年周期で実施することとしたが、林業に関する調査事項については、林業をめぐる諸情勢、施策の展開の動向等をみながら、その重点化・簡素化を検討することが必要である。

(3) 他の産業統計等とのデータリンケージによる統計の整備

農林業経営体調査については、農林業経営体のうち会社等の法人を対象とした調査

についても、調査内容が農林業に係る生産活動に限られており、当該法人に係る属性事項は必ずしも調査されていない。法人における農林業の経済活動の実態は、法人の開設年や資本金等の組織属性に加えて、法人の経済活動の全容と対比することによって的確に把握できることとなると考えられる。

したがって、農林業経営体調査のうち法人については、事業所・企業統計調査等とのデータリンケージを行い、必要な統計整備を図るよう検討することが必要である。